

社会福祉法人岐東福祉会 役員等報酬規程

施行 平成28年6月1日
改正 平成29年7月1日
改正 平成31年4月1日
改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岐東福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員及び第三者委員をいう。
- (2) 常勤役員等とは、役員等のうち、当法人を勤務場所とし、法人の職務に専念し、社会福祉法人岐東福祉会就業規則で規定する管理監督者に準ずる者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員等以外の者をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬の区分)

第3条 役員等の報酬は、会議出席報酬及び業務報酬とする。

- 2 常勤役員等の報酬月額は、別表1の範囲内で、評議員会の決議により決定する。
- 3 常勤役員等で法人の職員を兼務する役員については、通勤に要する費用として、別に定める職員を対象とする給与支給規程の規定に準ずる額を通勤手当として支給する。
- 4 常勤役員等において、月の途中での就任、退任又は解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。
- 5 非常勤役員等が、評議員会、理事会及び第三者委員会に出席した場合には、1回あたり5,000円を会議出席報酬として支給する。
- 6 非常勤役員等が、前項の業務以外で法人のための業務を行った場合には、業務報酬として別表2のとおり支給する。
- 7 役員等には、賞与及び退職金等は支給しない。ただし、法人の職員を兼務する役員については、別に定める職員を対象とする給与規程等の規定に準ずる。

(重複支給の禁止)

第4条 役員等で法人の職員である者に対しては、前条第5項及び第6項に規定する報酬等は支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員等が、会議に出席し、又は法人のための業務を行った場合の費用弁償の額は、別に定める職員の旅費規程の規定に準ずる。

(支給方法)

第6条 報酬等の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与支給規程の規定に準ずる。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

「社会福祉法人岐東福祉会役員等の費用弁償規程」は廃止する。

この規程は、平成28年6月1日より施行する。

この規程は、平成29年7月1日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬月額）

役職名	報酬月額
理事長	1,200,000円以内
その他の役員等	800,000円以内

別表2（非常勤役員等の業務報酬）

役職名	1回あたりの額
理事長	15,000円 ただし、月額180,000円を上限とする。
その他の役員等	10,000円 ただし、月額60,000円を上限とする。